

世田谷区 選挙マスコット
“セーボー”

生活の中から政治を考え、有権者の選挙意識の向上に努めています

ザ・せんきょ

R8.9.1

第75号

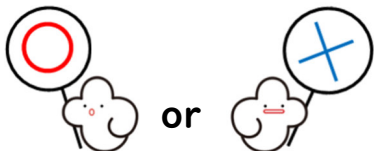
発行：世田谷区明るい選挙推進協議会・世田谷区選挙管理委員会

～ セーボーからの挑戦状 ～

選んで学ぶ！選挙クイズ💡

第1問

投票日当日に選挙人名簿登録地を離れていても、事前に手続きをすれば、投票日より前に滞在先で投票することができる。



第2問

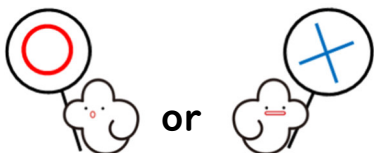
公示（告示）日から投票日前日までの選挙運動期間中、街頭演説や連呼行為は午前8時から何時までできる？

- ①午後6時まで
- ②午後8時まで
- ③午後10時まで



第3問

選挙で使用する投票箱は、公職選挙法で規格が定められているため、日本全国で同じサイズの投票箱を使用している。



第4問

世田谷区選挙マスコット『セーボー』、現在2代目だが、初代が誕生したのはいつ？

- ①平成2年（1990年）
- ②平成22年（2010年）
- ③令和2年（2020年）



初代

どうだったセボ～？正解は裏面で確認するセボ～♪

『明るい選挙推進委員』として一緒に活動しませんか？

「明るい」と「選挙」。何をする委員？と疑問に思われる方が多いと思います。『明るい選挙』とは、選挙が公正かつ適正に行われ、国民の意思が正しく反映される選挙を示し、これを推進するために活動しているのが、『明るい選挙推進委員（区内約240名在籍）』です。主な活動として、有権者の皆さんに投票に行くことの大切さを伝え、積極的な投票参加を呼びかける啓発活動を行っています。また、選挙期間中は、啓発活動に加え、『期日前投票立会人』としても従事しています。選挙制度に詳しくない方でも、『明るい選挙推進委員』に向けた選挙管理委員会事務局による講習会がありますので、選挙制度の知識を増やしながら、活動することができます。

私たちと一緒に選挙制度について学びながら、民主主義を支え、投票率向上に向けた大事な活動をしませんか？

お問い合わせ先は、裏面下部をご確認ください。

<啓発活動の様子>



啓発物品配布



活動スタート！

選挙クイズの正解はこちらセボ～

第1問



不在者投票制度を利用し、事前に選挙人名簿登録地の選挙管理委員会に投票用紙等を請求すれば、滞在先の選挙管理委員会等で投票をすることができます。なお、不在者投票の受付期間は、「公示（告示）日の翌日から投票日の前日まで」となります。

第2問

②

夜間（午後8時から翌日午前8時まで）は街頭演説や連呼行為はできません。また、学校や病院等の周辺においては、静穏を保持するよう努めなければならないと定められています。

一方、駅頭での通行人への挨拶等は制限されていません。

第3問



法令では、『できるだけ堅固な構造、かつ、ふたに異なる2つ以上の錠（鍵）を設けること』と定められていますが、大きさや形状までは全国统一されていませんので、自治体ごとに異なります。



第4問

①

平成2年、公募により、「せたがや」と「せんきょ」の「セ」を擬人化した『セーボー』が誕生しました。なお、令和5年統一地方選で多摩美術大学との連携による「若者の投票率向上プロジェクト」の一環として、デザインがアップデートされました。

セーボーは今年で36歳！



選挙に関する出前授業を実施しています。

世田谷区選挙管理委員会では、有権者となる前から政治に関心を持ち、選挙を通じて政治に参加することの大切さを理解してもらうことが重要であると考え、区内の小学校・中学校・高等学校などで選挙に関する出前授業を実施しています。実際に選挙で使用する物品に触れたり、選挙制度について知識を増やしたり、模擬投票を体験したりすることで、選挙への関心を高め、自ら進んで投票に参加する有権者を増やし、将来的な投票率向上につなげていきたいと考えています。

また、駒澤大学法学部政治学科の協力を得て、令和7年10月から学生の皆さんとともに出前授業の内容の見直しを行いました。児童・生徒が模擬投票をより自分事として捉えられるテーマに変更するとともに、選挙リテラシーを学べる内容を新たに取り入れたことで、楽しみながら投票を体験できるだけでなく、正しい情報に基づいて判断することの大切さについても学べる出前授業となりました。

今後も、より多くの方に選挙への関心を持っていただけるよう、啓発活動に尽力してまいります。

<出前授業の実績> (直近3年間)

令和5年度… 6件
令和6年度… 14件
令和7年度… 7件

<出前授業の様子>



講義



演説



投票



発行元：世田谷区明るい選挙推進協議会・世田谷区選挙管理委員会

〒154-8504 世田谷区世田谷 4-21-27 TEL 03-5432-2751 FAX 03-5432-3045

HP <https://www.city.setagaya.lg.jp/02070/7949.html>